

契約の方法及び見積の条件

(工事・随意契約・災害対応等緊急の必要によるものの場合)

1 契約の方法

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第5号の規定により、随意契約とする。

2 見積の条件等

見積りの際提示すべき条件は、次のとおりとする。

(1) 見積内訳書の提出

見積に参加する者は、見積書の提出と同時に、見積書に記載した金額に対応した見積内訳書（数量、単価、金額等を明らかにしたものに限る。）を提出しなければならない。

(2) 見積書の記載金額

決定に当たっては、見積書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 最低制限価格

地方自治法施行令第167条の10第2項に基づき、最低制限価格を設定する。

(4) 契約保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）に定める契約保証金は請負代金の10分の1以上の額とし、契約保証金の納付は、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条の規定による担保の提供を持って代え、又は保証を付したときは免除する。

なお、決定額が500万円に達しないときは、契約保証金の納付を免除する。

ただし、契約締結後において、請負代金額の変更により変更後の請負代金が500万円以上となるときは、この限りではない。

また、決定者は、別紙「契約の保証について」により契約の保証を付すこととする。

(5) 前金払

規則第112条で定める前金払は、次のとおりとする。

ア 第1項に定める前金払

請負代金額の5割以内の額（1万円未満の端数は切捨てる。）

イ 第2項に定める中間前金払

請負代金額の2割以内の額（1万円未満の端数は切捨てる。）

(6) 部分払

規則第238条で定める部分払は、工事の既済部分に対する代価の10分の9以内の額（1万円未満の端数は切捨てる。）とする。

ただし、既済部分に対する代価が請負代金額の10分の5（中間前金払の約定をするときは10分の6、または前金払の約定をしないときは10分の3）を超えた場合に限る。

(7) 工期

工期は、設計書（金額抜き）表紙記載のとおりとする。ただし、工事の着手時期は契約締結の日から7日以内において工事発注者が指定する日とする。

(8) 建設業退職共済組合への加入

建設業者は、建設業退職共済組合に加入すること。

(9) 建設労働者の休業

日曜、祝日、休日は、労働者を休業させるよう配慮すること。

(10) 現場代理人等届

受注者は、本工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者を定め、契約締結の日から5日以内に経歴書を添付して発注者に提出すること。

(11) スライド条項に基づく請負代金額の変更

ア 約款第25条第1項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととし、スライドの対象となる残工事（受注者の責により遅延していると認められる残工事量は含まない。）は、第1項の請求があった日から起算して14日以内に監督員が確認する。

イ 約款第25条第5項でいう請負代金額の変更は、残工事の工期が2箇月以上あり（ただし、防護柵設置工事等工期が2箇月未満の工事についてはこの限りでない。）、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(12) インフレ条項に基づく請負代金額の変更

約款第25条第6項でいう請負代金額の変更は、基準日から残工期が2ヶ月以上あり、かつ発注者又は受注者の請求があったときに行うこととする。

また、発注者又は受注者は、当該条項に該当することを示す根拠資料を添えて請求を行わなければならない。

(13) 工事請負契約締結後における単価適用日変更に伴う特例措置

この工事については、当初契約締結日において予定価格の積算に直近の単価表が適用されていない場合、その締結日から30日以内にその単価差を請負代金に反映させるため協議を請求することができる。

(14) 不可抗力による損害の負担

約款第29条第3項に定める損害額の負担を求めるときは、善管処理を裏付ける資料を添付すること。

なお、約款第29条第4項の請負代金額とは、損害額を負担する時点の請負代金額とし、1回の損害額が当初の請負代金額の100分の1に満たないものは損害額に含めないものとする。

(15) 下請負に付す場合の遵守事項

工事の一部を下請負に付す場合は、福島県元請・下請関係適正化指導要綱を遵守すること。

(16) 監理技術者

工事現場に専任で配置することとなる監理技術者は、監理技術者資格証の交付を受けている技術者を配置すること。

(17) 工事請負契約書

ア 「6 特記事項」として、次のとおり記載する。

上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地及び再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

イ 「福島県財務規則の施行について」による工事請負契約書によるものとし、特約条項として別記の条項を挿入する。

(18) 契約確定の時期

地方自治法第234条第5項の規定により、発注者及び受注者が記名押印したとき確定する。見積りの際呈示すべき書類は、次のとおりとする。

- 一 福島県工事請負契約約款
- 二 設計書（金額抜き）、設計図、仕様書
- 三 福島県元請・下請関係適正化指導要綱

(19) 建設リサイクル

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、契約年月日までに工事監督員に同法第12条に基づく説明書を提出するとともに説明し、内容の確認を受け、同法第13条に基づく書面を作成し、提出すること。

(20) 経営事項審査

建設業法第27条の23及び建設業法施行規則第18条の2の規定により、契約にあたっては、有効な経営事項審査が必要であるので、経営事項審査の有効期限の確認のため、決定後、契約前に経営事項審査の「総合評定値通知書」の写しを提出すること。

[その他]

設計書及び仕様書の内容に疑義がある場合は、指定の質問書に記載し見積日の前々日の正午までに南会津建設事務所総務課へ提出すること。（質問書の用紙は閲覧場所に備付）